



青葉ニュースレター

V o l . 66

2018年10月31日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループおよびその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規および関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用およびその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

中国における企業名称自主申告改革の推進について	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
企業税関・検査申告に関するステータスの統合について	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主要内容】.....	6
環境保護税の諸問題に関する通知について	8
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	8
小規模納税者の基準統一について.....	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
「企業所得税優遇政策享受のための手続方法」の改定について.....	13
【背景】.....	13
【影響】.....	13
【主要内容】.....	13
アニメ産業に対する増値税優遇政策の継続について	15
【背景】.....	15
【影響】.....	15
【主要内容】.....	15
資産損失に関わる資料提出の廃止について	17
【背景】.....	17
【影響】.....	17
【主要内容】.....	17

中国における企業名称自主申告改革の推進について

【背景】

「国務院より第13次五カ年計画の市場監督計画に関する通知」(国発〔2017〕6号)を実行し、更なる企業名称の審査制度改革を推進するため、国家市場監督管理総局は「企業名称自主申告改革パイロット運用の推進に関する通知」(以下「通知」という)を公布した。

【影響】

「通知」の公布によって、登記手続の簡素化、名称登記管理システムの規範化、および企業名称登記の効率化が期待される。

【主要内容】

一、主要内容

1. 企業名称登記手続の簡素化

企業登記機関は企業名称データベースを開放し、企業に企業名称を検索し、比較できるサービスを提供する。企業名称に関しては予備審査を行わず、申請者が企業登記を行う際に、企業名称の自主申告をまとめて行う。

2. 名称自主申告システムの構築

企業名称使用禁止・使用制限規則およびその他関連規則の実施により、登記済の名称と重複する名称または使用禁止である名称は、システム上通過できないものとする。ただし、関連使用制限に該当した申請名称は、申請者が慣例証明または授權書類を提供した場合には、通過できるものとする。登記済名称と類似する申請名称については、権利侵害のリスクがある旨、注意喚起される。また、企業名称自主申告の主体が担うべき責任を強化し、関連法律による責任の所在は企業にあることを明確化した。

3. 企業名称登記ルールの強化

企業名称自主申告の条件・流れ・期限および審査要求を公開し、適用範囲および登記に必要な資料を明確化した。自主申告にて企業名

称を登記し、企業登記機関の審査にて、使用禁止規則・公共秩序・善良風俗および信用原則などに違反があった場合、登記は却下される。企業名称自主申告の審査プロセスを改善し、登記済の企業名称が使用中に不適切と認定された場合、企業登記機関から期限内に当該企業の名称変更が命じられる。

4. 企業名称争議処理システムの構築

企業名称使用に関する法的プロセスを明確化し、企業名称争議処理の迅速化を図る。企業が経営活動において名称に関する権利を濫用し、他の企業と争議が発生した場合、企業名称認可機関がその処理を行う。一定影響のある商標などに関する争議である場合、「反不正当竞争法」に基づいて処理が行われる。

5. 企業名称に関する事後監督の強化

人民法院または関連政府機関から、企業名称を期限内に変更すること、あるいは使用停止することを命じられ、且つ期限内に変更申請を提出しなかった場合、企業登記機関は国家企業信用情報公示システム上で、企業名称の代わりに統一社会信用コードを使用し、それを公開する。

二、パイロット地域の範囲

各省、自治区にて、二つ以上の地級市（地方行政単位）を選び、省級工商部門および市場監督部門の指導に従い、企業名称自主申告のパイロット運用を行う。2018年6月末までに実施法案を策定し、国家市場監督管理総局より認可を受け、状況が良好な省は2018年9月末まで、半数以上の地区で更にパイロット運用を進める。

【法規リンク】

「企業名称自主申告改革パイロット運用の推進に関する通知」

http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201804/t20180409_273592.html